

「人と知と物質で未来を創るクロスオーバーアライアンス」に係る
アライアンス運営協議会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、「人と知と物質で未来を創るクロスオーバーアライアンス」本部規程第7条第2項の規定に基づき、アライアンス運営協議会（以下、「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) アライアンスを構成する各研究所の所長
- (2) アライアンスを構成する大学の職員以外の学識経験者 5名以上
- (3) その他アライアンス本部長（以下、「本部長」という。）が必要と認めた者 若干名

2 前項第2号の委員の数は、委員総数の2分の1以上とする。

3 委員は、本部長が委嘱する。

4 第1項第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合における欠員の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第3条 協議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、本部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し主宰する。

4 副委員長は、アライアンス副本部長をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障のあるときは、その職務を代行する。

(定足数)

第4条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議事録)

第5条 委員長は、協議会の議事録を作成し、次回以後の協議会に提出してその承認を得なければならない。

(委員以外の者の出席)

第6条 協議会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 協議会に関する事務は、東北大学多元物質科学研究所において行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。

2 「人と知と物質で未来を創るクロスオーバーアライアンス」に係るアライアンス運営委員会内規(令和4年4月1日制定)は廃止する。